

定 款 (和良の郷総合開発株式会社)

第 1 章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、和良の郷総合開発株式会社と称する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 道の駅の管理運営
2. キャンプ場の経営
3. 運動施設の管理運営
4. 食品の加工販売
5. 日用品、県内物産の販売
6. 飲食店の経営
7. 自然体験教室・イベントの企画、運営
8. 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を岐阜県郡上市和良町宮地1155番地に置く。

第4条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、200株とする。

第6条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第7条 (相続人等への株式の売渡請求)

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第8条 (株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定)

当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込み期日の決定を取締役会の

決議によって行う。

第9条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第10条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

当会社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求をすることができる。

第11条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても、同様とする。

第12条（手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

第13条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第14条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

但し、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
但し、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

第15条（株主総会決議事項）

株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

第16条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときは隨時これを招集する。

第17条（招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して、招集通知を発するものとする。

第18条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長になる。

第19条（株主総会資料等のウェブサイトによる開示）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告及び計算書類に記載すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、ウェブサイトによる開示により提供することができる。

第20条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第21条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第22条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法務省令の定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

第23条（取締役会の設置）

当会社には取締役会を設置する。

第24条（監査役の設置）

当会社には監査役を設置する。

2 当会社の監査役の監査範囲は、会計に関するものに限る。

第25条（員数）

当会社の取締役は3名以上10名以内、監査役は1名以上5名以内とする。

第26条（選任の方法）

取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第27条（任期）

取締役の任期はその選任後2年以内、監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第28条（代表取締役）

当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2 代表取締役のうち1名を社長とし、当会社の業務を執行する。

3 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が代表取締役社長に代わって業務を執行する。

第29条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がそれぞれ取締役会を招集し、議長になる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
- 4 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる

第30条（決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第31条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第32条（報酬等）

取締役及び監査役の報酬その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会において取締役の報酬等の年間総額（又は限度額）を定めた場合は、取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会において決定することができる。

第5章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条（剰余金の配当等）

当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

第35条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

第36条（設立に際して発行する株式等）

当会社の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」とする。）の総数は14株とし、発起人がその全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1株につき金5万円とする。

第37条（設立に際して出資される財産の価額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金70万円とする。

第38条（成立後の資本金の額）

当会社の成立後の資本金の額は、設立に際して株主となる者が当会社に対して払込をした財産の額とする。

第39条（発起人）

当会社の発起人の氏名又は名称、住所、発起人が割当を受ける設立時発行株式の数、及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

1、住 所 [REDACTED]

氏 名 池田喜八郎

割当を受ける株式数 2株

払い込む金銭の額 金10万円

2、住 所 [REDACTED]

氏 名 大澤淑惠

割当を受ける株式数 2株

払い込む金銭の額 金10万円

3、住 所 [REDACTED]

氏 名 日置和真

割当を受ける株式数 2株

払い込む金銭の額 金10万円

4、住 所

氏 名 池戸信夫

割当を受ける株式数 2 株

払い込む金銭の額 金 10 万円

5、住 所

氏 名 藤村明宏

割当を受ける株式数 2 株

払い込む金銭の額 金 10 万円

6、住 所

氏 名 長尾亨

割当を受ける株式数 2 株

払い込む金銭の額 金 10 万円

7、住 所

氏 名 加藤眞司

割当を受ける株式数 2 株

払い込む金銭の額 金 10 万円

第 40 条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 41 条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、和良の郷総合開発株式会社の設立に際し、下記発起人の定款作成代理人たる司法書士池戸義信は、電磁的記録である本定款を作成し電子署名する。

令和4年3月23日

発起人 池田喜八郎

同 大澤淑恵

同 日置和真

同 池戸信夫

同 藤村明宏

同 長尾亨

同 加藤眞司

上記発起人の定款作成代理人

岐阜県郡上市八幡町五町一丁目5番地7

司法書士 池戸義信

識別名: IKEDO YOSHINOBU
日付: 2022/03/23 09:34:51
理由: 私はこの文書の作成者です。
場所: 事務所
名前: IKEDO YOSHINOBU